

会 議 録

会議名	平成 22 年度 第 3 回丸亀市自治推進委員会
開催日時	平成 22 年 10 月 22 日(金)午後 1 時 30 分～午後 3 時 45 分
開催場所	丸亀市役所 別館 5 階第 1 会議室
出席者	<p>(出席委員)</p> <p>鹿子嶋 仁 (会長)、 天野 裕子、 高木 明美 (副会長)、 秋山 朋子、塚本 修、実原 伸子、赤熊 一弘、石原 茂、西川 泰徳 秋山 千枝、喜多 壽子、砂古 敏之、大原 久美子</p> <p>(欠席委員)</p> <p>山本 珠美、大山 治彦</p> <p>(事務局)</p> <p>企画財政部長 大林 諭、企画課長 矢野 律、企画課副課長 小山 隆史、 企画課担当長 徳田 明香、企画課主任 中原 直樹</p>
議 題	<p>・ 議事</p> <p>1.自治基本条例の検証について</p> <p>①検証チェックリストについて</p> <p>②市民アンケートの結果について</p>
傍 聴 者	2 人
発 言 者	議事の概要及び発言の趣旨
企画課長	ただいまから平成 22 年度第 3 回自治推進委員会を開催します。まず、初めに会長よりご挨拶をお願いします。
会 長	現在、検証作業を進めておりますが、委員の皆様におかれましては「検証ワークシート」を提出いただき、ありがとうございます。今回も限られた時間で議論を尽くしたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。
企画課長	<p>本日の会議については、「丸亀市附属機関設置条例」第 7 条第 2 項により、「附属機関の会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。」と規定されておりますが、本日、遅れてこられる委員 1 名、欠席される委員 2 名で過半の委員に出席いただいておりますので、会議が成立しておりますことをご報告させていただきます。</p> <p>次に、資料の確認をさせていただきます。</p> <p>【当日配布資料】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「検証のための課題抽出ワークシート」(まとめ) ・自治基本条例に係る市民アンケート調査結果 ・アンケート結果による検証ワークシート

	<p>【既送付資料】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 検証資料一覧 ・ 検証資料①～⑰ <p>それでは、会議の進行は会長にお願いします。</p>
<p>会 長</p>	<p>議題は自治基本条例の検証についてですが、皆様に課題抽出いただいた内容をまとめたワークシートと市民アンケート調査結果に基づいて議論したいと思います。それでは資料についてかなりの量になっておりますが、事務局より説明願います。</p>
<p>事務局</p>	<p>《既送付資料①～⑰を簡単に紹介》</p> <p>なお、これらの資料につきましては、自治基本条例見直しのために必要ということで、所管課に依頼して収集したものです。その中には、現時点で誤解を招く恐れのあるような継続的内容の事案もありますので、取扱いには特段の注意をお願いします。</p> <p>《当日配布資料「検証のための課題抽出ワークシート」について説明》</p> <p>検証のためのワークシートですが、皆様に事前に提出いただいた内容をまとめてあります。なお、一部の方についてはまだご提出いただいておりませんが、ご提出いただいたワークシートにつきましては、なるべくそのままの形で掲載しております。まず、表の見方をご説明します。表中に「進展度合」という項目があり、条項別に数値が入っていますが、これは委員の皆様が一項目ひとりにつき、0～2点の点数を付けていただいたものを平均した数値となっております。ちなみに、0点は自治基本条例が出来て以降も遅れている、1点は普通である、2点は進んでいる、という評価となっております。次に、「見直し方法」という項目では、その条項を「改正」する必要がある、「運用」による見直しが必要、現在の状況を「維持」する、の3つのうち1つに丸印つけていただいた結果であります。そして、「課題」と「改善策」では、抽出していただいた課題とそれに対する改善策を矢印で対応し、載せています。コメントの前にカッコ書きで運用や改正、維持とありますのは、そのコメントを書いた方がその条項をどうすべきであるかを表しています。「最後に質問・意見」の欄には、課題や改善策ではなく、事務局に対するご質問やご要望を掲載しております。こちらにつきましては、他課に確認する必要もありますので、日を改めてご回答したいと考えております。</p> <p style="text-align: center;">【条項ごとに提出されて意見を紹介】</p> <p>相対的にみて、特に問題があると思われる条項を「進展度合」が1未満で、「見</p>

	<p>直し方法」が「運用」もしくは「改正」となっている部分としたとき、現在、6項目が対象となっています。それは、第6条第2項、第9条第3項、第10条、第11条第2項、第12条、第20条になります。どの条項も改正が必要とする意見は少数もしくはゼロでしたが、運用の見直しが必要という見方をされている条項はいくつかありました。</p> <p>今回ワークシートをご提出いただく上で、非常に多くの資料を送付いたしました。各課から提供してもらったものを一部は事務局で取りまとめましたが、基本的には寄せ集めた資料ですから、統一的な形式ではありません。中には見にくかったり、ページ数が色々だったり、数量が多かったりと委員の皆様には目を通すだけでも大変だったと思います。それと、時間的な制約もありましたので、記入に際しご苦勞されたことと思います。その中で、進展度合や見直しの方法には点数を付けていただきましたが、検証する上での絞り込み作業や問題点の傾向を絞り込む指標になるのではないかと考えております。</p>
会 長	<p>まず、検証資料等について何かご意見ありますでしょうか。特にご意見がないようでしたら、私の方から「情報共有」関係で確認したいのですが、資料14で合併時からの現在までの機構図が載っていますが、現在、広報関係はどこの部署が担当していますか。</p>
事務局	<p>秘書広報課です。</p>
会 長	<p>合併時の機構図に情報政策課とありますが、具体的にどのようなことをされていますか。</p>
事務局	<p>情報政策となっていますが、庁内の情報管理という側面が強く、職員が使っているパソコンですとか、それを結ぶネットワークやサーバの管理を行っています。また、職員からの情報機器に関する問い合わせの対応などが主な役割です。情報公開、個人情報保護については、現在、庶務課が主管です。</p>
会 長	<p>市民の方が目にするホームページの運営は、企画課が行っているのですか。</p>
事務局	<p>ホームページの運営や管理は秘書広報課が行っています。</p>
会 長	<p>情報共有ということになれば、ホームページは秘書広報課で情報公開関係は庶務課で分担しているということですね。それと、広聴広報は何名の職員で担当されていますか。</p>

事務局	<p>担当長以下4名です。ホームページの保守は業者が行っていますが、そのコンテンツの作成は各課で入力しています。</p>
会 長	<p>自治基本条例は情報共有をベースにしている、自治基本条例をつくるのは従来の情報戦略とは違う、新たな情報戦略を展開するという意味合いもありますので、もう少し市民と情報共有を進めるための組織の見直しがあってもいいと思います。ところが一方で、自治体の財政的な面から逆に情報関連部署が縮小されるということもございます。話を聞いた中では全体に占める広聴広報部門の職員数が少ないという印象を持ちました。広報紙づくりやホームページの運営で精一杯で、市民と情報共有するための新しい政策を展開するのも難しいように思います。</p>
天野委員	<p>職員の適正配置がされているかどうかという点で、人事決定権については、幹部職員の人たちが話し合っているのかなと思いますが、最終的な決定権は誰にあるのですか。</p>
事務局	<p>それは市長です。人事管理をしているのは職員課という部署で、人員配置についてはそこで行っています。それと職員の定員管理などは企画課で行っています。</p>
赤熊委員	<p>事務局にお尋ねします。検証した結果も出ました。条項ごとの「進展度合」も数値化されました。そこで、各条項が基本原則や理念に即したものになっているかという判断は「進展度合」が1を境に考えるということでもいいのでしょうか。1以下のものは、私たち委員が考えていかなければならないということになると思うのですが、いかがですか。</p>
事務局	<p>事務局の考え方は参考と思って聞いていただきたいと考えます。最終的には委員会に判断を仰ぎ、議論していただくこととなります。事務局の考え方としては、自治基本条例の見直しの判断基準は、他の自治体と比べてどうかとか、他の条項と比べてどうかとか、「進展度合」に対する各委員の方の判断の仕方もまちまちだと思います。しかし、それを平均した数値が「普通」の1を下回るということは、その条項自体やその運用といった、どこかに問題があると感じている方が多いという一つの指標になると思います。もう一方、見直し方法があります。「進展度合」と「見直し方法」が連動していない条項も見受けられました。例えば、「進展度合」を0と評価していても、「見直し方法」を「維持」と付けられているケースもありました。これは、事務局で用意した資料が分かりづらいか十分でなかった部分もあるとは思いますが、問題はあるが現時点で対応策が浮かばないといったこともあるのではないかと思いますので、そういったところも加味する必要があると考えております。今回、条例の見直しを検討していく上で、</p>

	<p>時間的な制約などもあり、すべてをこれから議論していくというのは難しいと思います。そうなってきますと、先ほど、相対的に特に問題があるだろう6項目を紹介しましたが、絞った形で今後議論していく必要があると思います。ただ、それ以外の条項に問題がないというわけではございませんので、今回の見直し後も継続的に審議していただく必要があると思います。</p>
<p>会 長</p>	<p>こういった話は絶対的評価と相対的評価という考え方があると思います。評価するための資料がないという問題もありますので、これはある程度の目安と考えていただければと思います。しかし、全項目を逐一検討していくのは時間的な問題があり無理なので、条例を全体的に見渡して、日常的な感覚からどの部分絞っていくかという一つの基準として考えていけばいいと思います。</p>
<p>西川委員</p>	<p>第16条で「市民が参画しないことによって不利益を受けることのないよう配慮しなければならない」とありますが、この不利益とは例えばどのようなことを想定しているのですか。</p>
<p>事務局</p>	<p>審議会への参加など参画しようという意識があっても、例えば、障がいを持っていたり、時間が自由にならないとか、参加できないことを理由に、不利益をこうむることのないように努めなければならないということです。</p>
<p>西川委員</p>	<p>私は、逆に自治会に加入しないし、会費も払わない人が自分の利益のことばかり言うのは、いかがなものかと感じています。</p>
<p>事務局</p>	<p>第16条で謳っているのは、先ほども申しましたとおり、体の障がい等があつて参画する機会がない人に対して不利益のないようしなければならないということであつて、今のお話とは切り離してお考えいただかなければならないことと思います。</p>
<p>会 長</p>	<p>市政参画というものは強制ではなく、ボランティアみたいなものなので、必ずしも身体が不自由だからということで参画できない人だけでなく、自分の意志で参画しないという人に対しても、当然、それを理由に行政サービスが低下するということがあつてはならないものです。確かに自治会に加入しない場合にどうするかという問題はありますが、これは自治会内部の問題になってくると思います。</p>
<p>西川委員</p>	<p>自治会のことで皆さん勘違いしていらっしゃるようですが、私の自治会の区域であっても加入しない人は私の自治会としては関係がないので、別に問題はないのです。ただ、市から見てそれはいかがなものかと、市として自治会に加入しな</p>

	<p>い人へ何かアクションを起こす必要があるのではないかと思います。</p>
会 長	<p>逆に参画することによって、メリットを与えることはできないでしょうか。それによって参画を誘導することはできないものかと思います。</p>
天野委員	<p>西川委員のおっしゃっていること分かりますが、自治会に入ってなくても税金を払っている限り、行政サービスは等しく受けて当然だと考えます。自治会活動とは別物と考えます。1自治会だけのことでなく、市から見ても同じことだと思います。</p>
会 長	<p>ご意見は多々あると思いますが、議論を進めたいと思います。ワークシートの質問・意見欄のご質問については、事務局の話にもありましており、後日、事務局より回答していただきたいと思います。今回の見直しに関する条項毎の評価については、まったくゼロからのスタートでした。まず、条項毎にチェックポイントを定め、資料を用意し、それに基づいて判断するといった手法を確立できました。もちろんこの後もバージョンアップしていくわけですが、大きな成果と言えらると思います。今後のことですが、会議の回数も限られていて、あと2回ぐらいです。その範囲内でできることをやっていくということになりますので、今現在揃った資料で評価した内容を私と事務局で文書化しようと考えております。委員の皆様に分担していただくには時間的に無理ですので、そのようなやり方を取りたいと考えております。もちろん、その内容については次回もまた議論を尽くす必要はあると思います。今日までの議論のところをまとめ、12月中に素案をまとめて郵送等で送り、見ていただいたあと、1月にもう一度その内容について議論していけたらと考えております。大まかにはそういったやり方でよろしいでしょうか。ご意見があればお願いします。</p>
赤熊委員	<p>この検証は私たち委員が行っていく検証ですが、前回、中間報告があったアンケートについても再度検討する必要があるのではないのでしょうか。</p>
会 長	<p>このあと、事務局よりアンケート結果の報告があるようなので、報告の後に議論をお願いできますでしょうか。</p>
事務局	<p>《当日配布資料「自治基本条例に係る市民アンケート調査結果」の内容説明》 今回のアンケートによる分析結果は、あくまで事務局の分析内容です。事務局側といたしましては、アンケートによって条文には現れない問題、例えば認知度が低いなど、運用や見直しに入る前の問題があぶりだされているのではないかと感じております。アンケート結果についても検証ワークシートを用意しましたの</p>

	<p>で、各項目について問題点と対策をご記入いただき、11月5日（金）までご提出していただけたらと思います。まだの方は、あわせて条項ごとの検証ワークシートもお出しいただきたいと思います。条項ごととアンケートのそれぞれのワークシートが揃いましたら、それを元に提言や報告などの素案を作成していきたいと考えておりますので、よろしく申し上げます。</p> <p>最後にひとつだけ補足します。アンケート結果については最終形を現在まとめています。特に2ページ目の総合計画については現在も調整段階ですので、今回のことから完全に切り離してお考えください。</p>
会 長	<p>以上、アンケート結果についての報告がありましたが、ご意見がありますでしょうか。</p>
赤熊委員	<p>事務局の分析以外に、委員としての分析を載せることは可能でしょうか。</p>
事務局	<p>ワークシートには「課題と対策」という欄を設けておりますが、そこに各委員さんの分析なども併せて書いていただけたらと思います。</p>
砂古委員	<p>アンケート結果の最後にその他の意見が載っていますが、この中で何か特徴的なご意見などありましたか。</p>
事務局	<p>その他のご意見ですが、内容が多岐多様に渡っており、自治基本条例に関係しないご意見もありました。</p>
砂古委員	<p>少数意見だとは思いますが、なぜ参画が進まないのかとか、どういったことに抵抗を感じているとか、何かヒントになる意見みたいなものはなかったのでしょうか。</p>
事務局	<p>「市民主導の自治は難しい。」とか、「行政が市民を牽引する形で地域社会の活性をめざす。」とか、あえて「関心がありません。」というコメントをご記入いただいていたりしていますが、その他意見については特別にピックアップしておりません。なので、少数意見ではありますが、委員の皆様の方で見ていただいて、何かありましたらご意見を頂戴できればと考えております。</p>
会 長	<p>話が戻りますが、基本条例の検証作業で、事務局から数値化したところをピックアップしてという話がありましたが、現時点で第6条第2項、第9条第3項、第10条、第11条第2項、第12条、第20条となる訳ですが、それについて、何かご意見ありますでしょうか。</p>

秋山（千） 委員	それとは関係はありませんが、第29条の関係で資料17を付けていただいておりますが、この中で個別外部監査の請求はありましたか。
事務局	今のところはありません。
喜多委員	第20条の協働のまちづくりを進めるというところで、提案型公募協働事業で行政が積極的にどのように関わっていったら進展していくのかなと思います。また、前に話があった、市民活動推進センターはどうなったのか気になります。
事務局	市民活動推進コーナーというものができています。その部分は生活課の所管になりますので、一度生活課に話を聞く機会をつくるのが出来ればと考えていましたが、今年度に入って自治基本条例の検証作業が忙しくなり、話をしてもらう機会を失っております。また、進捗状況を報告したいと考えておりますので、よろしくお願ひします。
砂古委員	今回、時間がなくワークシートの提出ができておりません。他の方々の評価を見させていただくと、実生活に直接関係する部分の評価は厳しくなっているのかなと感じました。私もこれから整理して事務局へ提出したいと考えております。
天野委員	本日、2人市議会議員さんが来られていますが、旧丸亀の方はお見えになっていないようですね。議員の方々の活動や質問内容とかは「議会だより」で拝見しますが、議会で質問しない方もおられると聞きます。例えば、何回質問して、どういった提案をしたかなど議員の通知表みたいなものが見ることができれば、次の選挙の投票に参考になると思うのですが、いかがでしょうか。
赤熊委員	今の件は、自治基本条例の第8条第1項に関係するわけですね。私もそういったことを公開してほしいと思います。
事務局	議会について、少しよろしいでしょうか。本会議や委員会の中でも自治基本条例をはじめ、様々なことを積極的に議論していただいております。その中で質問もいただいておりますが、質問がゼロということはございません。自治基本条例には議会の役割も謳われておりますが、議会の中でも活性化を図るなど色々な課題がありますので、議会の中で大いに議論していただいております。
秋山（朋） 委員	アンケートでは、その他意見のところが一番気になりました。厳しい意見もたくさんありますが、私たちのように行政の会議に参加できる人、公募で審議会委

	<p>員になったことのある人以外の生の声だなと実感しました。自治推進は、一般の市民が置いてけぼりにならないようにしなければならないと思います。こういった会議に参加しても参加せず意見が言えなくても、今回のアンケートで意見が届くというのは意義があったと思います。取りまとめの事務をされた方は大変だったと思います。非常に膨大な資料を用意していただいてびっくりしましたが、私でもよく分かりました。自治の進展は、今まで知らなかったとか、分からなかったという方にどれだけ関心を持ってもらうかということにかかっていると思います。私自身もこの委員会に参加しなかったら、自治基本条例については知らなかっただろうというのが率直な意見です。市民により分かり易く情報提供していただくよう、お願いします。事務局に皆さん本当にご苦労様でした。</p>
西川委員	<p>第21条についてのご意見として、「自治推進委員も資質の向上が求められる」というご意見になるほどと思ったのですが、市民は言うに及ばず、私たち自治推進委員も含めて自治推進について、もっと知る必要があるのではないかという気がします。自治推進に関する言葉でも深く知らない部分もまだまだあります。改善策として「研修などが必要」と書かれていますとおり、時間や回数に制約はありますが、研修を是非実現していただきたいです。協働、パブリックコメント、住民投票など何となくは分かりますが、運用でどのようになっているのか深くは分かっていません。そういったことを研修で学べれば、なお理解が深まると思います。</p>
大原委員	<p>今のご意見は耳が痛い内容で、この委員になって知ったことがたくさんあり、良かったなと思っています。また、良かっただけで終わらないようにしたいと思います。前回、建設的な話がずいぶん出たと思います。どうすれば市民の方の自治基本条例の認知度が上がるのかとか、職員の方についても同様に認識について話が出ていました。前回の建設的な意見に対し、こういう結果が出ましたといった話が今日は聞けると思っていたのですが、これだけの資料を用意するのは大変だったと思うので、また機会があればそういった話も聞かせていただけたらと思います。</p>
会 長	<p>前回、職員向けのアンケートの話が出たと思いますが、どういう状況になっているか事務局のほうから説明いただけますか。</p>
事務局	<p>前回の職員向けアンケートについては、現在どういう形で実施すればいいか検討中でございます。また、お示しできる形になりましたらご報告したいと考えておりますので、よろしく申し上げます。</p>

会 長	最終的な評価・判断材料にも使いたいと考えておりますので、催促するよう恐縮ですがよろしく申し上げます。
石原委員	私は日常活動の範囲外のところ、例えば、ミモカ、体育協会などの財団法人や自分の住んでいる地区以外のコミュニティなどに出向いて外部の考え方を多角的に情報収集しています。常にバランス感覚を持つことが必要です。市民としてどうあるべきかということと、行政や市とひと括りにせず、行政の誰がどのような感覚を持っているのかということとを第三者的に良く考えて、文章に表したほうがいいのかと思います。また、ここは自治推進について議論する場ですから、自治推進について集中して話をして欲しいわけですから、それ以外は無駄話です。私としては、審議会なのですから、世間話などの会話ではなく、提言のできる議論をしなければ、この委員会は空虚な意味のないものになってしまうと考えるのです。
赤熊委員	私は個人的に、これまでの会議で大体の方向性や視点は定まったという思いです。自治基本条例は憲法にあたるべきものですから、改正となると難しいとは思いますが、危機管理の条項を付け加えてほしいと考え、第33条のその他の意見として書きました。これは欠落条項だと思います。どこの自治基本条例を見てもこれが入っています。条例策定の際には議論が及ばなかったのではないかと思います。これからの時代には必要だと感じています。憲法改正と同じように条項を変えるのは大変だと思いますが、個人的には何らかの形で入れてもらいたいと思います。
会 長	今の段階で改正案を提起するのは、難しいと思います。ただ、そのような議論があったという記録を残すことは出来ると思います。委員会としての提言という形ではなく、会議の中でこういう議論があったということは何らかの形で残すということによろしいでしょうか。
赤熊委員	わかりました。
実原委員	市民参画を進める場合、審議会などに公募で市民に参加してくださいという呼びかけをしたとき、定員があると、結局一部の決まった人たちばかりで会が構成されてしまうことになってしまいます。幅広く参加していただける環境づくりをする必要があると思います。
塚本委員	私が一番気になるのは第15条の個人情報の取り扱いについてです。個人情報の保護を強調し過ぎると弊害がでてきます。具体的には、私どもの校区でおばあさんが夜の徘徊が原因で造船所の駐車場で亡くなりました。誰かが当番で声を掛

	<p>けて注意してあげることで、そういったことを防げたかもしれません。しかし、市では「そういった方々の情報は個人情報で出せません」となるわけです。コミュニティを預かる立場としては、個人情報の保護によりそういった弊害が発生しています。</p>
<p>会 長</p>	<p>個人情報保護法などが出来てから行政も神経質になっています。法律で決まっていることなので守らなければいけないんですけども、そうすると、行政の硬直化にも繋がることなので難しい問題だと思います。</p> <p>では、次回の予定を事務局からお話いただけますか。</p>
<p>事務局</p>	<p>今後の予定ですが、先ほど会長からお話をさせていただきましたが、形式については提言書という形をとるかはまだ分かりませんが、2月末を目途に検証の結果を報告したいと考えております。あと3回という予定ではありましたが、今後の取りまとめ作業を考えると2回が限界だと思います。そして、これまでの議論と8月のアンケート結果、各委員さんから提出していただくワークシートを基にたたき台を12月末までに作り、委員の皆様へ送付してご覧いただき、1月の中旬ぐらいに一度ご意見を頂戴したいと考えております。それで次回の日程については1月14日（金）を考えておりますがいかがでしょうか。次回いただくご意見を基にまとめ上げて、2月にもう一度開催し、その後、仮称ですが、検証についての提言書を市長に出していただくこととなります。アンケート結果による検証ワークシートなどの提出期限は11月5日（金）までとさせていただきますと思います。</p>
<p>会 長</p>	<p>本日の議題については以上ですが、何か他にご発言はありますか。</p> <p>《発言なし》</p>
<p>会 長</p>	<p>それではこれで終了します。本日はありがとうございました。</p>